

# 令和3年重点募集テーマに係る対応結果について

資料 2

	提案	提案団体 (関係府省)	対応結果
4	<p>市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出方法の見直し (子ども・子育て支援法)  (管理番号：158)</p>	<p>兵庫県、姫路市、西宮市、三木市、三田市、宍粟市、たつの市、神河町、滋賀県、京都府、鳥取県、徳島県、堺市 (内閣府、文部科学省、厚生労働省)</p>	<p>市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出方法については、市区町村の事務負担を軽減する観点から、アンケート調査以外の手法を用いることも可能である旨を明確化し、市区町村に令和4年度中を目途に周知するとともに、アンケート調査以外の手法を例示すること等について検討を行い、令和4年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
12	<p>都道府県献血推進計画の策定義務の廃止 (安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律)  (管理番号：128)</p>	<p>和歌山県、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合 (厚生労働省)</p>	<p>都道府県献血推進計画については、薬事・食品衛生審議会における今後の血液事業の在り方の検討の中で、計画の策定義務の廃止や都道府県がその地域の実情に応じて計画の期間を判断することを可能とすること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、当面の措置として、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること等を明確化し、都道府県に令和3年度中に通知する。</p>
13	<p>障害者及び障害児関係の計画に係る計画期間の延長等 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法、障害者基本法)  (管理番号：41, 157, 198)</p>	<p>神奈川県／兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、姫路市、西脇市、三木市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、神河町、和歌山県、鳥取県、徳島県／八王子市 (内閣府、厚生労働省)</p>	<p>障害者基本計画の計画期間を5年間から6年間に延長することについては、次期計画の策定に係る障害者政策委員会における議論を踏まえつつ、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>都道府県障害者計画及び市町村障害者計画については、地方公共団体が地域の実情に応じて計画の期間等を定めることが可能であることを地方公共団体に令和3年度中に通知する。</p> <p>障害(児)福祉計画については、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 計画期間について、障害福祉サービス等報酬改定が計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論も踏まえ、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</li> <li>② 同計画の記載内容について、令和4年度に予定される基本指針の策定の際に簡素化する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</li> <li>③ 基本指針の改正及びQ &amp; Aの地方公共団体への送付について、可能な限り早期に行う。</li> </ol>

# 令和3年重点募集テーマに係る対応結果について

	提案	提案団体 (関係府省)	対応結果
14	<p><b>市町村介護保険事業計画の計画期間の見直し</b> (介護保険法)</p> <p>(管理番号：216)</p>	<p>苫小牧市 (厚生労働省)</p>	<p>介護保険事業計画については、効率的かつ効果的な介護施策の推進に資するよう、地方公共団体における事務の実態を踏まえつつ、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の見直しを含め、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
15	<p><b>脱炭素社会実現に係る各計画の統廃合及び策定支援</b> (環境基本法、気候変動適応法、地球温暖化対策の推進に関する法律、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律)</p> <p>(管理番号：219, 39, 38)</p>	<p>鳥取県、京都府、堺市、兵庫県、和歌山県、徳島県／茅ヶ崎市 (環境省)</p>	<p>(各計画の統合について) 地方公共団体実行計画、行動計画及び地域気候変動適応計画は、地方公共団体の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを改めて明確化し、地方公共団体に令和3年度中に周知する。</p> <p>(地域気候変動適応計画について) 国立研究開発法人国立環境研究所による専門家派遣については、オンラインによる派遣も可能とし、地方公共団体に令和3年度中に周知する。 地域気候変動適応計画策定マニュアルについては、地域気候変動適応計画が地域の実情を踏まえつつ、地方公共団体の判断により策定されるものであること、環境以外の分野の行政計画であっても気候変動適応に関する内容が含まれる場合には地域気候変動適応計画と位置付けることが可能であることを明確化するなど、地方公共団体の事務負担軽減のため改正し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。</p> <p>(地方公共団体実行計画について) 国の地球温暖化対策計画における対策・施策ごとの温室効果ガスの排出削減効果など、地方公共団体の計画策定の参考となる情報を示すなど、地方公共団体実行計画の検討に資するよう地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを改定し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。</p>

# 令和3年重点募集テーマに係る対応結果について

	提案	提案団体 (関係府省)	対応結果
16	<p><b>都道府県分別収集促進計画の策定義務の廃止</b>                      (容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)</p> <p>(管理番号：65)</p>	<p>岐阜県 (環境省)</p>	<p>都道府県分別収集促進計画については、都道府県における事務の実態等を把握した上で、その在り方について検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>また、当面の措置として、都道府県分別収集促進計画は廃棄物処理計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、その運用に当たっての留意事項を含め、都道府県に令和3年度中に通知する。</p>
17	<p><b>鳥獣管理に関する計画の統合及び策定手続の見直し</b>                      (鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律)</p> <p>(管理番号：163, 164)</p>	<p>埼玉県 (環境省)</p>	<p>(鳥獣管理に関する計画の統合等について)                      指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画と管理計画は、一定の条件を満たす場合には、一体のものとして策定し、都道府県がその実情に応じて管理計画の計画期間内で実施計画の計画期間を設定することも可能であることを明確化し、都道府県に令和3年中に通知する。</p> <p>指定管理鳥獣捕獲等事業に関する計画については、都道府県の事務負担を軽減するため、様式の簡略化や記載事項の省力化を検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>(鳥獣管理に関する計画の策定手続について)                      管理計画を策定するに当たり自然環境保全法51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならないとされていることについては、管理計画に関し別途設置される検討会等を合議制機関の下に部会等を設置することで代替するなど、都道府県の判断で柔軟に手続の簡素化・合理化を図ることが可能である旨を明確化し、都道府県に通知する。</p>

# 令和3年重点募集テーマに係る対応結果について

	提案	提案団体 (関係府省)	対応結果
27	<b>農村地域産業等導入基本計画の廃止等</b> (農村地域への産業の導入の促進等に関する法律) (管理番号：218)	鳥取県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、関西広域連合 (農林水産省)	都道府県が策定できる農村地域への産業の導入に関する基本計画において、都道府県における計画の変更等に係る事務負担を軽減するため、計画の記載事項に係る見直しを行う。
28	<b>土地改良法に基づき市町村が定める応急工事計画に係る議会議決を不要とする見直し</b> (土地改良法) (管理番号：213)	那須塩原市、さくら市、高根沢町 (農林水産省)	市町村が災害等のため急速に行う土地改良事業について、当該事業の応急工事計画に係る議会の議決を不要とするなど、都道府県と同様の手続とする。
29	<b>地籍調査における事業計画の変更手続の廃止等の見直し</b> (国土調査法) (管理番号：220, 212)	鳥取県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、和歌山県、徳島県、関西広域連合／那須塩原市、栃木県、佐野市、さくら市、那須烏山市、高根沢町 (法務省、国土交通省)	① 地籍調査事業の実施に当たり、都道府県が毎年度定める事業計画の変更手続について、令和3年度中に国土調査事業事務取扱要領を改正し、廃止する。 ② 地籍調査の円滑な実施を図るため、地籍調査における筆界の調査に関する登記官の助言に係る留意点や地方公共団体が地籍調査を適切に実施するために参考となる基本的考え方を法務局等及び地方公共団体に令和3年度中に通知する。 当該通知については、運用状況や関係者の意見等を踏まえつつ、随時見直しを図る。

# 令和3年重点募集テーマに係る対応結果について

	提案	提案団体 (関係府省)	対応結果
30	<p>下水道法に基づく計画の変更手続等の見直し (下水道法)</p> <p>(管理番号：35, 106)</p>	<p>石川県／熊本市 (国土交通省、環境省)</p>	<p>① 流域別下水道整備総合計画の策定及び変更については、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二以上の都府県の区域にわたる水系に係る河川等についての国土交通大臣への協議について、報告とする。【P】</li> <li>・ 二以上の都府県の区域にわたらない水系に係る河川等に係る記載について、国土交通大臣への報告の対象とならないことを明確化し、地方整備局及び都府県に令和4年中に通知する。</li> <li>・ 流域別下水道総合整備計画に係る河川関係の検討について、様式の見直しなど手続の簡素化等を行うこととし、地方整備局及び都道府県に令和3年度中に通知する。</li> </ul> <p>② 公共下水道の事業計画に係る変更手続について、予定処理区域のみの変更で、既存の管渠や処理施設の配置・処理能力等に影響しない場合は、令和4年中に政令を改正し、国土交通大臣等への協議を不要とする。</p>
31	<p>都道府県住生活基本計画において住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に関する独自基準を設定可能とする見直し (住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、住生活基本法)</p> <p>(管理番号：165)</p>	<p>埼玉県 (国土交通省)</p>	<p>都道府県賃貸住宅供給促進計画について、住生活基本計画と一体のものとして策定する際は、都道府県がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化する。 実際の策定の手続等についても、令和4年中に実態調査を行い、都道府県の事務負担の軽減に資するような方策について、都道府県に令和4年度中に通知する。</p>

# 令和3年重点募集テーマに係る対応結果について

	提案	提案団体 (関係府省)	対応結果
32	<p><b>地方創生関係の計画の整理・合理化</b> (まち・ひと・しごと創生法、地域再生法)</p> <p>(管理番号：155, 156, 75, 120, 133, 161)</p>	<p>兵庫県、神戸市、姫路市、加古川市、三木市、たつの市、神河町、佐用町、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合／岡山市／京都市／岡山県、中国地方知事会／徳島県、愛媛県、高知県 (内閣官房、内閣府)</p>	<p>地方版総合戦略については、地方公共団体の実情に応じた策定や効果検証により一層資するよう手引きを改定し、地方公共団体に令和4年度の早期に通知する。</p> <p>地域再生計画及び実施計画等については、令和5年度事業に係る申請から、様式の一体化や記載事項の見直し等を行う。 同計画の審査について、令和4年度から国の審査担当間の連携強化を図り、提出窓口について、令和5年度事業に係る申請から一本化する。 同計画の提出期限について、地方公共団体の検討期間をより一層確保するため、令和4年度から提出期限の見直しを行う。</p>
33	<p><b>地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等の一体的な策定</b> (消費者基本法、消費者教育の推進に関する法律)</p> <p>(管理番号：204)</p>	<p>愛媛県、今治市、新居浜市、西条市、大洲市、西予市、上島町、久万高原町、内子町、鬼北町、愛南町 (消費者庁)</p>	<p>地方版消費者基本計画の策定状況のホームページ等における公表については、地方公共団体名を明示しないこととした。</p> <p>地方版消費者基本計画を策定するか否かは地方公共団体の判断によること、地方版消費者基本計画は都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。 国の消費者基本計画と「消費者教育の推進に関する基本的な方針」については、地方公共団体の事務負担軽減に資するよう両者の対象期間を一致させることを検討し、令和3年度中に結論を得る。 その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

# 農村地域産業導入基本計画における記載事項の簡素化

現  
行

## 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律

- 都道府県は、農村地域への産業導入に関する基本計画について、義務的記載事項として、「導入する産業の業種」の記載が必要。
- 市町村は、産業導入を図る際、基本計画に無い業種を導入することができない。

## 支障

- 都道府県は、市町村が基本計画に無い業種を導入する際、その都度、業種を追加するための基本計画の変更が必要。



## 基本計画の義務的記載事項に関する見直し

- 基本計画において、市町村における新たな立地ニーズに合わせて、その都度「導入する産業の業種」を記載する必要がないよう見直す。



## 効果

- 市町村は、産業構造の変化や地域の特性に対応した機動的な産業導入の企画が可能に。
- 都道府県は、地域における新たな立地ニーズに応じた都度の計画変更が不要となり、事務負担が軽減。



見  
直  
し  
後

# 下水道法に基づく計画の策定及び変更手続の簡略化

## ① 2以上の都府県にまたがる流域別下水道整備総合計画の策定・変更について、国への協議の廃止

現  
行

### 下水道法

- 都府県が、**2以上の都府県の区域にわたる水域又は海域についての流域別下水道整備総合計画(流総計画)**を策定・変更する場合には、**関係地方公共団体の意見を聴くとともに、国への協議を行うことが必要。**

※2以上の都府県にわたらない流総計画を策定・変更する場合は、国への協議は不要。

※「流総計画」

…下水道整備に関する総合的な基本計画で、公共用水域の環境基準を達成維持するために都道府県が定めるもの。

### 支障

- 関係する都府県と合意済みの計画の変更であっても、変更のたびに、**国への協議が必要**なため、事前協議等を含め、**協議に時間を要しており、都府県の事務負担が生じている。**



見  
直  
し  
後

- 2以上の都府県にまたがる流総計画の策定・変更について、**国への協議を報告に見直す。**

※併せて、都府県から求めがあった場合は、それに応じ、計画の策定・変更に関し、**国が必要な助言を行うことを可能とする**よう措置する。



### 効果

- 都府県の流総計画の策定・変更に関する事務負担が軽減される。**



下水道法に基づく計画の策定及び変更手続の簡略化  
②下水道事業計画の軽微な変更の範囲に関する見直し

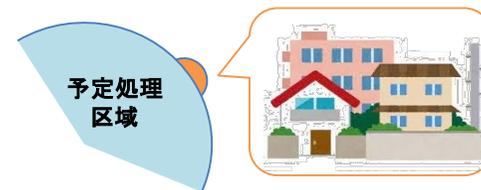
現  
行

- 市町村等が、公共下水道の事業計画について、**予定処理区域の面積を変更**するため、当該計画を変更しようとする場合は、一律に**国等への協議が必要**。

※「予定処理区域」  
…今後5～7年で下水道を整備する予定の処理区域のこと。

### 支障

- 隣接する宅地に予定処理区域を拡大するような、管渠や処理施設の配置・処理能力等に影響がない場合でも、国等への協議を要するため、**事業計画の迅速な変更が妨げられている**。



### 下水道法施行令の改正

見  
直  
し  
後

- 予定処理区域を変更する公共下水道の事業計画の変更のうち、**既存計画の管渠や処理施設の配置・処理能力等に影響しない変更**については、**国等への協議を不要**とする。



### 効果

- 速やかな事業計画の変更が可能となることにより、**地方公共団体の事務負担が軽減**されるとともに、**下水道工事の早期着手が可能となり住民サービスの向上に資する**。

